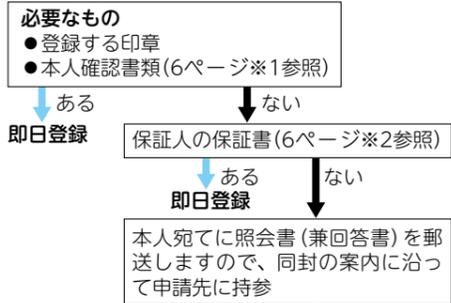
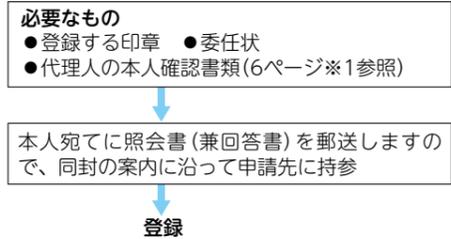


● 印鑑登録の流れ

● 本人が申請するとき



● 代理人が申請するとき



は、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機を使って証明書を取得できます。なお、今年1月からは、新たにマイナンバー表示のある住民票と、戸籍の附票も取り扱いを開始しましたのでご利用ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

印鑑登録は本人が手続きを

印鑑登録証明書は、金銭の貸し借りや不動産登記などに使われる大切なものです。代理人に依頼するときは、委任状が必要です。申請は、市民課、最寄りの市民サービスセンターで行ってください。



■ 引っ越しの季節です

各種手続きはお早めに

市民課 ☎(88)9134

日常生活に影響する住所届け

3月と4月は、入学、就職、転勤などで引っ越しをする人が多くなる季節です。引っ越しに伴う住民異動手続きなどについてお知らせします。

実際の住居を住所登録しないと、児童手当の給付が受けられないことや、選挙の投票ができないことがあります。下の一覧表に該当するときは、本人または同一世帯の人が届け出をしてください。

なお、代理人に依頼するときは、委任状と代理人の印章をお持ちください。

転入と転居の届け出は、引っ越しが終わっていないと受け付けできません。進学などで親元から離れて

※1 本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真付きの公的機関発行の証明書(1種類で可)。または、保険証、年金手帳、診察券など氏名、住所、生年月日が確認できる書類(2種類)
●印鑑登録は顔写真付きのみ
※2 保証書 本市に印鑑登録している人が、登録申請書の保証人欄に記入し、登録印を押印したもの

手続きは時間に余裕を持って

3月と4月は、窓口が大変混み合い、待ち時間も長くなります。

特に、昼休み時間に当たる正午から午後2時頃までは、お勤めの人などで混雑しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

便利になったコンビニ交付サービス

事前に利用設定したマイナンバーカードをお持ちの人

国保の手続きも忘れずに

就職や退職などで、これまで加入していた健康保険が変更になることや、ほかの市区町村に転出することで、本市

の国民健康保険の資格を失うことがあります。左の一覧表に該当するときは、14日以内に手続きをしましょう。

保険年金課 ☎(88)9136



お母さん上手に書けたよ!

● 国保の届け出一覧表

区分	こんなとき	必要なもの
加入	ほかの市区町村から転入したとき	転出証明書(前に住んでいた市区町村で発行) ※最初に転入の届け出をしてください。
	職場の健康保険を辞めたとき	職場の健康保険をやめた証明書(社会保険資格喪失証明書)
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	職場の健康保険の被扶養者から外れた年月日の分かるもの(被扶養者資格喪失証明書)
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの、母子健康手帳 ※最初に出生の届け出をしてください。
脱退	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証 ※最初に転出の届け出をしてください。
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(職場の健康保険の交付が遅れているときは、加入年月日の分かる書類)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの ※最初に死亡の届け出をしてください。
その他	住所・世帯・氏名などが変わったとき	保険証 ※最初に住民票の変更の届け出をしてください。
	保険証(高齢受給者証)をなくしたり、破れて使えなくなったとき	本人確認書類(6ページ※1参照)
	修学のため、子どもがほかの市区町村に住むとき	保険証、在学証明書(平成31年4月1日以降に発行のもの)

◎手続きに必要なもの

- 1 世帯主と該当者の個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)
- 2 窓口に来る人の本人確認書類(6ページ※1参照)。
- 3 印章
- 4 別世帯の人が申請するときは、委任状と代理人の本人確認書類(6ページ※1参照)
※委任状を記載できないときには、委任する人の本人確認書類(6ページ※1参照)
- 5 外国の人が加入するときは、在留カードまたは特別永住者証明書

● 住民異動などの届け出一覧表

こんなとき	届け出時期	必要なもの
① 転入届 ほかの市区町村から転入したとき	引っ越してきた日から14日以内	● 転出証明書(前に住んでいた市区町村で発行したもの) ● 本人確認書類(※1参照) ● 印章 ● 通知カード ● 国民健康保険証 ● 国民年金手帳 ● マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード } お持ちの人
② 転出届 ほかの市区町村へ転出するとき	引っ越す予定日のおよそ14日前から	● 本人確認書類(※1参照) ● 印章 ● 国民健康保険証 ● 後期高齢者医療被保険者証 ● 介護保険証 ● こども医療費受給者証 ● 印鑑登録証 } お持ちの人 ※あらかじめ転出先の住所、世帯主、転出年月日を調べてからお越しください。
③ 転居届 市内で住所が変わったとき	引っ越した日から14日以内	● 本人確認書類(※1参照) ● 印章 ● 通知カード ● 国民健康保険証 ● 国民年金手帳 ● 後期高齢者医療被保険者証 ● 介護保険証 ● こども医療費受給者証 ● マイナンバーカードまたは顔写真付きの住民基本台帳カード } お持ちの人
④ 各種変更届 世帯主や構成が変わったとき	変更の事実があった日から14日以内	● 本人確認書類(※1参照) ● 印章 ● 国民健康保険証 ● 後期高齢者医療被保険者証 } お持ちの人